|  |
| --- |
| **北秋田市地域商業等活性化支援事業補助金** |

|  |
| --- |
| 事業再構築支援事業・事業拡大支援事業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 募集期間 | 令和５年５月15日（月）～　７月14日（金）まで |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 市内に本社若しくは本店を有している中小企業又は市の住民基本台帳に記載されている個人事業主であり、市内で事業を営む者。  ※対象事業に対して認定支援機関等（商工会、金融機関等）からの支援及び指導を受けており、具体的な計画を有している者・市税等の滞納がない者・風営法第２条１項第4号及び第5号、並びに第5項に規定される営業ではない者・暴力団防止法第2条第２号に規定される暴力団ではない者・政治資金規正法第３条に規定する政治団体でないこと・宗教法人法第２条に規定する宗教団体及び第４条に規定する宗教法人でないこと。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金額 | 上限300万円（補助率：補助対象経費の３/４以内）1,000円未満切り捨て |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業  の内容 | **①事業再構築支援事業**  **新分野への展開、事業や業種の転換等を行う場合、その事業に要する経費を補助します。**  【新分野展開とは】主たる業種、事業を変更せずに、新たな製品を製造すること  例：建設業を主たる業種としている事業者が、新たに需要が見込まれる半導体の  製造に着手するするケース  【事業転換とは】主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること（日本産業分類おける、中分類・小分類・細分類を変更すること）。  例：製造業に分類され、プラスチック製品製造を営む事業者が、新たに需要が見込まれる電子部品製造業を始めるケース  【業種転換とは】主たる業種を変更すること（日本産業分類おける、大分類を変更すること）。  例：運輸業に分類され、トラックによる輸送業を営んでいた事業者が、これまでの事業で繋がりのあった生産者の食材を用いた、飲食店を開業するケース。 |

|  |
| --- |
| **北秋田市地域商業等活性化支援事業補助金** |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業  の内容 | **②事業拡大支援事業**  **既存事業の拡大及び新規事業により、利益の向上を目的として事業所等の拡大や第２店舗等の開設する場合、その事業に要する経費を補助します。**  **【事業拡大支援事業の対象となる主な例】**  例①：飲食店を営む事業者が、コロナ禍で需要が拡大しているテイクアウト、デリバリー事業を行うため新たに店舗を取得又は増築するケース。  例②：宿泊業を営む事業者が、コロナ禍で需要が拡大しているテレワーク事業に参入するためコワーキングスペースやシェアオフィスを新たに新築又は既存施設を増改築するケース。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | ①専門家派遣 | ・初期診断費用  ・事業計画作成費用　等 |
| ②土地建物購入 | ・土地購入費  ・施設（資機材含）購入費 |
| ③施設整備 | ・新増築・改修工事費用  ・備品等購入費用 |
| ④その他 | ・広告宣伝費等事業の開始に必要となる経費　等 |

※追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、申請前に事前相談を行ってください。

※審査会で事業計画のプレゼンをしていただきます。（７月下旬予定）

④事業実施

②プレゼン審査

③補助金交付

決定

⑥実地確認

⑦補助金交付

①交付申請

⑤実績報告

|  |
| --- |
| 応募から補助金  交付までの流れ |

【提出先・問い合わせ先】

　北秋田市産業部商工観光課商工労働係　〒018-3312　北秋田市花園町15番1号（市役所第二庁舎）

　TEL:0186-62-5360　FAX:0186-62-5551　E-mail:syoukou@city.kitaakita.akita.jp